



平成 25 年 11 月 15 日

各 位

会 社 名 太陽毛絲紡績株式会社  
代表者名 代表取締役社長 内山 正治  
グリーンシート銘柄 オーディナリー  
コード番号 3211  
本社所在地 埼玉県川口市上青木 5-5-9  
問い合わせ先 責任者役職名 取締役管理本部長  
山中 庸  
T E L (048)265-2414

### 決算期変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、取締役会において、平成 25 年 12 月 16 日開催予定の当社第 89 回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部を変更し、決算期を変更することについて付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

社内業務の合理化および季節要因による業績の予定乖離の影響を回避するため、決算期を変更するものであります。なお、グループ経営効率化の観点から当社の連結子会社についても同様の変更を行う予定であります。

#### 2. 決算期変更の内容

現 在 毎年 9 月 30 日  
変更後 毎年 10 月 31 日

※決算期の変更にともない、第 90 期は平成 25 年 10 月 1 日から平成 26 年 10 月 31 日までの 13 ヶ月間の決算期間となる予定です。

#### 3. 定款変更の内容

変更内容は以下のとおりであります。

現行定款	変更案
(基準日) 第12条 当社は、毎年 <u>9月30日</u> の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。	(基準日) 第12条 当社は、毎年 <u>10月31日</u> の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

現行定款	変更案
<p>2 前項および定款に定めるもののほか、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。</p> <p>(招集)</p> <p>第13条 定時株主総会は、毎年<u>12月</u>に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。</p> <p>(事業年度)</p> <p>第37条 当会社の事業年度は、毎年<u>10月1日</u>から翌年<u>9月30日</u>までとする。</p> <p>(期末配当金)</p> <p>第38条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年<u>9月30日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による余剰金の配当(以下、「期末配当金という。」)を支払う。</p> <p>(新 設)</p>	<p>2 前項および定款に定めるもののほか、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。</p> <p>(招集)</p> <p>第13条 定時株主総会は、毎年<u>1月</u>に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。</p> <p>(事業年度)</p> <p>第37条 当会社の事業年度は、毎年<u>11月1日</u>から翌年<u>10月31日</u>までとする。</p> <p>(期末配当金)</p> <p>第38条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年<u>10月31日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による余剰金の配当(以下、「期末配当金という。」)を支払う。</p> <p>(附 則)</p> <p>(第90期事業年度)</p> <p><u>第1条 第37条の規定にかかわらず、第90期事業年度は、平成25年10月1日から平成26年10月31日までの13ヶ月間とする。</u></p> <p><u>第2条 本附則第1条および本条は、平成26年10月31日まで有効であり、同日をもってこれを削除する。</u></p>

4. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 25 年 12 月 16 日  
定款変更の効力発生日 平成 25 年 12 月 16 日

以 上